

議案第94号

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

減額事由及び減額率を改める必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2の(1)の表中「私事欠勤」を「私事欠勤等」に、「9日」を「8日」に

改め、「又は8日」を削り、

「

100分の70
100分の50
100分の30
100分の10
100分の5
1回につき100分の20
1回につき100分の15
1回につき100分の10

」

を

「

100分の80
100分の60
100分の40
100分の20
100分の10
1回につき100分の50

」

に改める。

1回につき100分の35
1回につき100分の20

別表第2の(2)の表中「私事欠勤」を「私事欠勤等」に、

100分の20	を	100分の30	に改める。
100分の10		100分の20	

附 則

この規則は、令和7年12月2日から施行する。

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>○杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年3月30日教委規則第23号 (減額率)</p> <p>第6条 勤務期間において次に掲げる事由（以下「減額事由」という。）がある者に対する第4条第1項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「成績率を乗じて得た割合」とあるのは「成績率を乗じて得た割合に100分の100から別表第2に掲げる当該減額事由に応じそれぞれの割合（以下「減額率」という。）を減じて得たものをそれぞれ乗じて得た割合」とする。</p> <p>(1) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間があること。 (2) 法第29条の規定により停職の処分をされたこと。 (3) 法第29条の規定により減給の処分をされたこと。 (4) 法第29条の規定により戒告の処分をされたこと。</p> <p>2 前項第1号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあつては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあつては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とする。）を単位として計算する。この場合において、1日の正規の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを教育委員会が別に定めるところにより日に換算する。</p> <p>3 前2項の規定により算定した支給割合に1,000分の10未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>○杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年3月30日教委規則第23号 (減額率)</p> <p>第6条 勤務期間において次に掲げる事由（以下「減額事由」という。）がある者に対する第4条第1項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「成績率を乗じて得た割合」とあるのは「成績率を乗じて得た割合に100分の100から別表第2に掲げる当該減額事由に応じそれぞれの割合（以下「減額率」という。）を減じて得たものをそれぞれ乗じて得た割合」とする。</p> <p>(1) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間があること。 (2) 法第29条の規定により停職の処分をされたこと。 (3) 法第29条の規定により減給の処分をされたこと。 (4) 法第29条の規定により戒告の処分をされたこと。</p> <p>2 前項第1号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあつては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあつては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とする。）を単位として計算する。この場合において、1日の正規の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを教育委員会が別に定めるところにより日に換算する。</p> <p>3 前2項の規定により算定した支給割合に1,000分の10未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>

新		旧	
別表第2（第6条関係）		別表第2（第6条関係）	
(1) 条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員以外の職員		(1) 条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員以外の職員	
減額事由	減額率	減額事由	減額率
私事欠勤等 の取扱いを受けた期間が 8日 以上あること。	100分の100	私事欠勤 の取扱いを受けた期間が 9日 以上あること。	100分の100
私事欠勤等 の取扱いを受けた期間が7日あること。	100分の80	私事欠勤 の取扱いを受けた期間が7日 又は8日 あること。	100分の70
私事欠勤等 の取扱いを受けた期間が5日又は6日あること。	100分の60	私事欠勤 の取扱いを受けた期間が5日又は6日あること。	100分の50
私事欠勤等 の取扱いを受けた期間が4日あること。	100分の40	私事欠勤 の取扱いを受けた期間が4日あること。	100分の30
私事欠勤等 の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の20	私事欠勤 の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の10
私事欠勤等 の取扱いを受けた期間が2日あること。	100分の10	私事欠勤 の取扱いを受けた期間が2日あること。	100分の5
法第29条の規定により停職の処分をされたこと。	1回につき100分の50	法第29条の規定により停職の処分をされたこと。	1回につき100分の20
法第29条の規定により減給の処分をされたこと。	1回につき100分の35	法第29条の規定により減給の処分をされたこと。	1回につき100分の15
法第29条の規定により戒告の処分をされたこと。	1回につき100分の20	法第29条の規定により戒告の処分をされたこと。	1回につき100分の10
(2) 条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員		(2) 条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員	
減額事由	減額率	減額事由	減額率
私事欠勤等 の取扱いを受けた期間が5日以上あること。	100分の100	私事欠勤 の取扱いを受けた期間が5日以上あること。	100分の100
私事欠勤等 の取扱いを受けた期間が4日あること。	100分の60	私事欠勤 の取扱いを受けた期間が4日あること。	100分の60

新		旧	
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	<u>100分の30</u>	私事欠勤の取扱いを受けた期間が3日あること。	<u>100分の20</u>
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。	<u>100分の20</u>	私事欠勤の取扱いを受けた期間が2日あること。	<u>100分の10</u>
法第29条の規定により停職の処分をされたこと。	1回につき100分の75	法第29条の規定により停職の処分をされたこと。	1回につき100分の75
法第29条の規定により減給の処分をされたこと。	1回につき100分の50	法第29条の規定により減給の処分をされたこと。	1回につき100分の50
法第29条の規定により戒告の処分をされたこと。	1回につき100分の25	法第29条の規定により戒告の処分をされたこと。	1回につき100分の25